



今後の通信政策の在り方 について

2023年11月6日





日本を「人・知・金」が世界から集まる国に

新しい時代に向かって、この国を変えていかないと未来はない
アントレプレナーの力で日本を変える

日本を根本的に変えていく

1 民でできることは民に

- 政府の役割は、この原則から逆算
- 「民」が中心のフィランソロピーエコシステムを醸成

2 世界的に高い税金の引下げ

- 高い税金の国は必ず衰退
- JXに必要なあらゆる改革の大前提

3 「新結合」の推進・活用

- デジタルにより流動化するあらゆるつながりを「新結合」
- 「新結合」により新たな価値を創出し、生産性を向上

規制がイノベーションや生産性を損なわないための改革が必要

民でできることは民に

政府の役割は、市場を有効に機能させるための
公正な競争環境の担保や、市場の失敗の補完など

既存の規制の維持や新たな規制の導入が、
イノベーションの阻害や低い生産性につながらないよう、
不断の改革に取り組むことが必要

- 日本においては、労働時間の20%以上が政府の規制対応のために充てられており、労働生産性を大きく低下させている
- 仮にこの「規制のコンプライアンス・コスト」を半減できれば、経済全体の生産性は8%上昇する

今後の通信政策の在り方について – 概要 –

1 イノベーションを促進するための税制の見直しについて

- ✓ 情報通信産業の**国際競争力の強化**のためには、海外から投資や人材を呼び込み、国外への流出を防ぐための**法人税や所得税、研究開発税制等**の見直しなど、**イノベーション・フレンドリーな税制**への見直しが必要。

2 NTTの在り方について

P5参照

- ✓ **NTT 統合・NTT法撤廃**は、市場の独占化とガラパゴスへの回帰を促し、携帯料金の再値上げ等、国民負担の増大にもつながるおそれがあり、**強く反対**する。

3 電気通信事業法の抜本的な見直しについて

P6参照

- ✓ あらゆるものがICT／デジタルと一体化する中で、電気通信事業法における「**電気通信事業**」の**概念、事故報告義務、事業参入届出制の見直しや廃止**などを含め、何のために、何を規制するのかを抜本的に整理し、必要な見直しをすべき。

4 クラウドに関する規制の在り方について

P6参照

- ✓ **クラウド事業者**を届出制の対象とする、あるいは技術基準関係規制や事故報告義務を課すなどの**規制は導入すべきでない**。

5 KYCの抜本的な見直しについて

- ✓ 誰もが安価で無制限にAI／コンテンツを使うことができるワイヤレスインフラの整備が必要であり、これを阻害する要因を取り除くため、KYCを抜本的に見直し、**NoKYC（本人確認書類の提出廃止）**を進めるべき。

**NTT法の撤廃は、競争事業者の排除
(独占回帰) につながりかねず、強く反対する**

NTTの独占回帰による懸念 ①

電電公社時代、
現在価値で40兆円程度に及ぶ
公費で作った設備
(局舎、電柱・管路等) の
**独占利用および
他事業者への不公平な提供**

NTTの独占回帰による懸念 ②

NTTドコモと、
NTT東日本・NTT西日本など、
**通信のドミナント事業者が
連携することによる
競争事業者の排除**

NTTの独占回帰による懸念 ③

総務省をはじめとする
政府の尽力により実現した
**「携帯電話の低料金化」も
先祖返りし、
国民負担が大幅に増大**

電気通信事業法の抜本的な見直しについて

あらゆるものがICT／デジタルと一体化する中で、電気通信事業法では、何のために、何を規制するのかを抜本的に整理し、必要な見直しを行うべき

電気通信事業法の規制対象

様々なオンラインサービス

○通信を利用 ×通信を提供

リアルでの提供なし
他人の需要に応じるため

リアルでの提供あり※
自己の需要のため

○電気通信事業

オンラインモール
送金サービス等

×電気通信事業

自社商品ネット販売
オンラインバンキング等

※ただし、新聞社の提供するオンラインニュースは「電気通信事業」に該当するとされている

通信を「利用」しているに
すぎないサービスは
「電気通信事業」から外すべき

事故報告義務

電気通信事業者による
サービスの停止 など

総務省に対する報告義務

- 重大な事故 遅滞なく報告
- その他の事故 四半期ごとに報告

様々なオンラインサービスに付随する
チャット機能の事故も対象

過剰な規制であり
報告義務の対象から外すべき

事業参入の届出制度

電気設備を用いて
他人の通信を媒介する事業

総務省に対する参入の届出義務

様々なオンラインサービスに付随する
チャット機能の提供も対象

しかしながら、通信の秘密や外部送信規律は
届出の有無にかかわらず規制されている

そもそも事業参入の
届出制を廃止すべき

クラウド事業者についても、事業参入届出義務・技術基準関係規制・事故報告義務などを課すべきではない
課題が生じた場合には、競争の中での消費者による選択による解決が適当であるとともに、規制の実効性を欠く



新経済連盟

Japan Association of New Economy